別記様式(第21条関係)

(表面)

第　　号

立　入　検　査　証

官　職

氏　名

上記の者は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第19条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　印

(裏面)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(抄)

(報告及び検査)

第19条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託法人等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託法人等の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第23条　第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託法人等の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格B列8とすること。